○総務省
経済産業省
国土交通省告示第一号

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）の施行に伴い、並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）第八条第二項及び第九条第一項の規定に基づき、昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号（石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

第十八条第一号中「日本工業規格C九三〇〇「アーク溶接機」」を「日本工業規格C九三〇〇―一「アーク溶接装置―第一部：アーク溶接電源」」に、「日本工業規格C九三〇二「溶接棒ホルダ」」を「日本工業規格C九三〇〇―十一「アーク溶接装置―第十一部：溶接棒ホルダ」」に改め、同条第二号中「「軟鋼用被覆アーク溶接棒」、日本工業規格Z三二一二「高張力鋼用被覆アーク溶接棒」」を「「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」」に改め、「、日本工業規格Z三二四一「低温用鋼用被覆アーク溶接棒」」を削る。

第二十条第一号イ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ブローンアスファルト」の下に「であつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間げきが生じないための配管との付着性能を有するもの」を加え、同号ロ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ガラスマット」の下に「であつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの」を加え、同条第二号中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する」を「次に掲げる」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　配管の外面にプライマーを塗装し、その表面に前号イの塗装材を塗装した後、当該塗装材を含浸した前号ロの覆装材を巻き付けること。

ロ　塗覆装の厚さは、配管の外面から厚さ三・〇ミリメートル以上とすること。

第六十八条の十の次に次の七条を加える。

（浮き蓋の浮力を有する構造）

第六十八条の十の二　省令第五十五条第三項第一号イ(2)の告示で定める浮力を有する構造は、第六十八条の十第一号イ及びロの規定の例によるものとする。この場合において、同号イ及びロ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

図1　水平放出方式

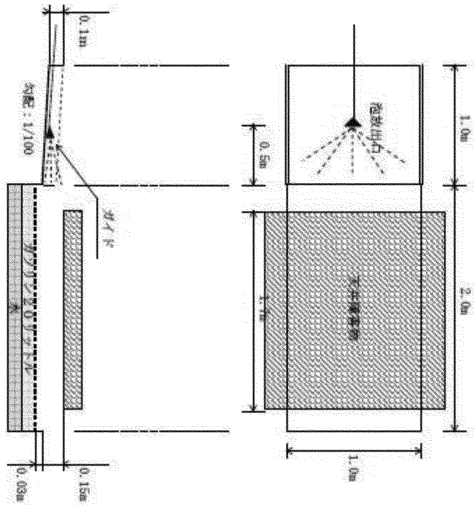


図2　下方放出方式

